

一般社団法人栃木県言語聴覚士会
賛助会員規則

(目的) 第 1 条 この規則は、当会の定款第 5 条に掲げる賛助会員についてこの規則に定める。

(資格) 第 2 条 当会の定款第 2 条に掲げる当会の目的及び事業に賛同し、協力する個人または団体を賛助会員とする。

(入会手続) 第 3 条 賛助会員になろうとする者は、入会申込書に必要事項を記入し、申し込みをするものとする。

(会費) 第 4 条 当会の会員及び会費に関する規則第 3 条に掲げる 1 口 10000 円とする

(2) 会費は原則として毎年の 6 月末日までに、全納するものとする。

(3) 年度の途中に入会した場合は、入会申し込みと同時に納入するものとする。

(4) 既納した会費は、年度途中で退会した場合も、返還しないものとする。

(退会) 第 5 条 賛助会員で退会しようとする者は、当会へ文章をもってその旨を届け出るものとする。

(優遇) 第 6 条 賛助会員に対する優遇は以下のとおりとする

- ①当会が開催する講演会などへの参加することができる
- ②当会が主催する研修会などにおいて、展示希望があれば他の企業よりも考慮する
- ③当会が運営するホームページやメーリングリストで、定款第 2 条に関わる当会の目的に関わる内容を連絡することができる
- ④当会が発行する県士会ニュースへの広告を掲載できる
- ⑤当会が運営するホームページに 1 年間バナーを貼ることができる

(改廃) 第 6 条 この規則は、理事会の決議により改廃することができる。

附則

1 この規則は 2021 年 7 月 9 日から施行する。

第2条 当法人は、社員の言語聴覚士としての資質の向上を図り、地域社会における保健・医療・福祉・教育の発展と充実に寄与することを目的とし、その目的に資するため、次の各号の事業を行う。

- (1) 言語聴覚士の専門的職務の普及・発展に関する事業
- (2) 言語聴覚士の知識・技術の研鑽及び資質の向上に資する事業
- (3) 地域社会における保健・医療・福祉・教育の発展と充実に寄与する事業
- (4) 言語聴覚士の社会的地位の向上に関する事業
- (5) その他、当法人の目的を達成するために必要な事業
- (6) 前各号に附帯する一切の事業